

十 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）<u>第三条第一項（第二号を除く。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 <u>法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む）</u></p>	<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）<u>第三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 <u>法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）</u></p>

。

イ・ロ (略)

三 法第三条第一項第四号に掲げる業務の種類又は方法の変更

イ〜ハ (略)

2 (略)

(外国銀行代理業務に関する認可の申請等)

第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 外国銀行代理業務(法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。)の委託を受ける旨の契約の相手方である中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行(以下「所属外国銀行」という。)の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外

イ・ロ (略)

三 法第三条第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更

イ〜ハ (略)

2 (略)

(新設)

国銀行代理業務の委託契約書の案

七 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(委託契約書の案の記載事項)

第一条の三 前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に  
関する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ）に関する事項

三 外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項  
四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合（外国銀行代理業務  
を行っている信用協同組合等をいう。以下同じ。）の業務上の秘

(新設)

- 密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項
- 六 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 七 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第一条の四 第一条の第二項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類
- 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

(新設)

- 一 外国銀行代理業務に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を行う場合 顧客が当該外国銀行代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

一 三の二 (略)

四 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

一 三の二 (略)

四 法第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)

(新設)

ロ 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号

第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五〇七（略）

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）

）第三条第三項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一（略）

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行

に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五〇七（略）

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）

）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第九項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一（略）

（新設）

うことができるものを除く。)

三| 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第九条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五| 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けたもの

2  
(略)

二| 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

四| 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けた株式又は持分

2  
(略)

3 信用協同組合等は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 (略)

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信組等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社(法第四条の二第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。))の子会社(銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。))を営む外国の会社に限る。)を含む。

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

3 (略)

4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〜二十四 (略)

3 信用協同組合等は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 (略)

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信組等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社(法第四条の二第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。))の子会社(銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。))を営む外国の会社に限る。)を含む。

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

3 (略)

4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〜二十四 (略)



二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一・一の二 (略)

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四・一の五 (略)

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一・一の二 (略)

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四・一の五 (略)

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二・二の二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務(同項第十二号、第十二号の二及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第四条の二第一項又は第四条の四第一項に規定する子会社対象会社に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三七 (略)

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

6〇13 (略)

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項本文(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(削る)

二・二の二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務(同項第十二号又は第二十一号に掲げる業務及び有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第四条の二第一項又は第四条の四第一項に規定する子会社対象会社に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三七 (略)

三十八 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

6〇13 (略)

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項(法第四条の四第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

一〇六 (略)

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 | 法第四条の二第二項ただし書(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 | 法第四条の二第四項(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 新規事業分野開拓会社等(第十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第三項において同じ。)の議決権について第十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社(同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第九条の二第三項において同じ。)の議決権について第十条第十項

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 | 法第四条の二第四項(法第四条の四第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等(令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。( )とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であ

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(新設)

つて、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

2 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業

再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

第十条（略）

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項

（専門子会社の業務等）

第十条（略）

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第七項第一号及び第三号（同項

第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

3 (略)

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行つてゐる事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後

第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

3 (略)

4 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

(新設)

二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三| 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二| 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三| 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

五| 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六| 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規



(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

5 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二

に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百二十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社
- 八 合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
- イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置
- ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
- ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定

金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取

（新設）

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる

得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決

事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

6 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新

権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10) 第五項及び第八項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその

規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

（新設）

特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百十一条第一項第十三号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 五年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

11| (略)

12| 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会

7| (略)

8| 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会

社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第四条の四第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第三号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）

13| 法第四条第二項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（監査報告の作成等）

第十三条（略）

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号若しくは第二号又は第四条の四第一項第一号の二、第六号若しくは第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）

9| 法第四条第二項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

（監査報告の作成等）

第十三条（略）

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。



- 一 (略)
- 二 当該信用協同組合等の子法人等の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 (略)

3～5 (略)

(資産の評価)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り）をいう。）を除く。）

三 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の

- 一 (略)
- 二 当該信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 (略)

3～5 (略)

(資産の評価)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り）をいう。）を除く。）

三 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の

同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五 （略）

六 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ （略）

七 （略）

2・3 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ・ホ （略）

二～四 （略）

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五 （略）

六 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ （略）

七 （略）

2・3 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

（新設）

ハ・ニ （略）

二～四 （略）

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第四十一条第一項第五号イからホまでに掲げる取引

へくち (略)

六・七 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第四十一条第一項第五号に掲げる取引

へくち (略)

六・七 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規

定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法

、農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百十条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第五条の七に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

、農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百十条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第五条の七に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十の二に

四 (略)

3 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十の二において同じ。)に関して申出者

において同じ。) に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。) が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。) に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十四の三において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容に  
ついての広告等の表示方法)

第一百十条の十六 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」とい

(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。) が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十四の三において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容に  
ついての広告等の表示方法)

第一百十条の十六 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」とい



う。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項及び第三項において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

う。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一百十条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第一百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三 （略）

254 （略）

（届出事項）

第一百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合  
イ 資本金又は出資の額を変更した場合  
ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合  
ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けを

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一百十条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第一百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三 （略）

254 （略）

（届出事項）

第一百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（新設）

した場合

二 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

一の二 （略）

二〇五 （略）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第一号の二に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで（第十二号の二を除く。）及び第九条の九第六項第一号の二に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の

した場合

二 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

一の二 （略）

二〇五 （略）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項若しくは第九条の九第六項第一号に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十一号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十一号までに掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

（新設）

規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の三に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

六の三・六の四 (略)

七 (略)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二・八の三 (略)

八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由によ

六の二・六の三 (略)

七 (略)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二・八の三 (略)

八の四 第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社（第八号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければな

り他の会社（第八号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされているものを除く。）を子会社とした場合

九〇十二（略）

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四〇二十五の二（略）

二〇七（略）

らないとされているものを除く。）を子会社とした場合

九〇十二（略）

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四〇二十五の二（略）

二〇七（略）